

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

平成25年3月12日  
大阪府総務部契約局

### 落札候補者の営業所の現地調査の強化等について

大阪府では、これまでもいわゆるペーパーカンパニーなどの不良不適格業者を排除するため、契約実績のない落札候補者の営業所の現地調査などを実施してきたところですが、このたび、より一層の公正性を確保するため、平成25年4月から、次のとおり対策を強化しますので、お知らせします。

#### 記

#### 1 入札参加申請時における誓約書の提出（建設業法上の営業所の実態）

- 総務部契約局において行う建設工事の電子入札案件において、入札参加申請時に提出していただく入札参加申込書に、建設業法上の営業所実態を満たしていることの誓約条項（建設業の標識の掲示、契約書等の帳簿の備付け、電話・机等什器備品を備えていること）を加えます。
- この誓約書に記載した事項と事実が異なる場合は、入札書を無効とします。また、建設業許可行政庁に通報します。

#### 2 落札候補者の営業所の現地調査の強化

- 総務部契約局において行う建設工事の電子入札案件を対象とする、落札候補者の営業所の現地調査においては、これまで外観調査と内部調査の二段階で行ってきましたが、平成25年4月からは、外観調査と同時に内部調査を必ず行うこととし、入札参加申請時に誓約いただいた事項などを確認します。
- 詳しくは、[入札参加資格審査（事後審査）における落札候補者の営業所の現地調査実施要領](#) をご覧ください。

#### 3 その他

- 談合情報に基づく事情聴取等の調査に加えて、ペーパーカンパニーを利用するなどの不正行為が疑われる場合にも、必要に応じて事情聴取や現地調査などを実施します。
- 詳しくは、[大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル](#) をご覧ください。

#### 4 実施時期

平成25年4月1日以降の公告案件から実施します。

問い合わせ先 大阪府総務部契約局建設工事課 建築入札グループ・土木入札グループ  
電話 06-6941-0351（内線）5332、5334、5336